

第5章 千葉県産業連関表の概念・定義等

第5章 千葉県産業連関表の概念・定義等

1 平成23年表との主な変更点

平成23年表との変更内容は、国に準じている。主な変更点は次のとおりである。

- (1) 平成27年表では2008SNAの概念を順次取り入れているが、固定資本形成に影響のあるものは次のとおりである。

ア 研究開発の固定資本としての計上

平成27年表において、当期に生産された研究開発については、県内総固定資本形成（公的）及び県内総固定資本形成（民間）に計上した。平成23年表までは、主に内生部門や一般政府消費支出、対家計民間非営利団体消費支出に計上していた。

また、従来、当期に生産された研究開発は各部門において中間投入等に計上していたが、これに代わり過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上した。

イ 建設補修の一部（建築物リフォーム・リニューアル工事）の県内総固定資本形成への計上

平成27年表においては、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については県内総固定資本形成（公的）及び県内総固定資本形成（民間）に計上した。

平成23年表までは、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修についても中間消費として計上していた。

- (2) 輸出品の県内流通に係る消費税を平成23年表までは「調整項」として別掲していたが、平成27年表では調整項相当額を輸出部門に計上した。

- (3) 産業部門の設定や各部門の概念・定義・範囲等に関する主な変更点については、以下のア、イのとおりである。

詳細については、国の「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」第3章「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成23年表との相違点等」、 「平成27年（2015年）産業連関表報告書（総合解説編）」第3章第3節表3-9「平成23年表からの部門の変更点一覧表」、及び第9章参考9「平成23年（2011年）産業連関表—平成27年

(2015年)産業連関表部門分類対照表」を参照されたい。

また、部門数の変更については「4 部門分類数」で記した。

ア 基本分類表の部門

(ア) 「保育所」

平成23年表における「社会福祉（国公立）★★」、「社会福祉（非営利）★」及び「社会福祉（産業）」部門から分割し「保育所」部門を新設した。

(イ) 「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」

平成23年表における「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割した。

イ 統合分類表の部門

(ア) 「学校給食」

分野が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「その他の食料品」から「学校教育」へ移動した。

2 対象期間

対象期間は、平成27年（2015年）1月から12月（暦年）とする。

3 地域的範囲

対象範囲は、千葉県内で行われたすべての財・サービスの生産活動及び取引である。

県内の基本的な定義は、当該地域の行政権限の及ぶ地理的範囲並びに水域（海岸、湖沼及び河川）をいい、具体的には境界線をもって囲まれた範囲をいう。

4 部門分類数

部門分類には、生産活動単位（アクティビティ・ベース）と呼ぶ分類方法を原則とする。

アクティビティ・ベースは、商品ではなく、財・サービスを生産する生産活動を単位としたものである。

表 5-1 部門分類数の推移

		平成 17 年 (2005 年)表	平成 23 年 (2011 年)表	平成 27 年 (2015 年)表
(1)基本分類	(行)	520	518	509
	(列)	407	397	391
(2)統合小分類		190	190	185
(3)統合中分類		108	108	107
(4)統合大分類		36	37	37
(5)13 部門分類		13	13	13

(注) 1 取引基本表のサイズ(詳細度)を表す際には、内生部門の行及び列の部門数をもって表す。

2 基本分類以外は、内生部門の行部門と列部門の部門数は同じである。

5 移輸入の扱いと表形式

表形式は、地域内競争移輸入型とする。

表形式については、移輸入品の取扱い方によって、競争移輸入型と非競争移輸入型とがある。

競争移輸入型とは、移輸入品の性質に着目し、同一の財であれば共通の性質を有するから県内産品との区別をせずに同一部門で処理する方式である。これに対し、移輸入品の生産地を基準に置き、同一の財であっても経済圏を異にするものは区別する（競合しないとみなす）方式を非競争移輸入型という。

競争移輸入型は、市場経済の実態面の把握で弱さはあるが、投入係数が安定的である利点があり、経済の予測・計画に適している。

6 価格評価

価格評価は、「生産者実際価格」とする。

産業連関表は、財・サービスの取引状況を金額で表示している。金額単位を用いているのは、すべての品目を物量で把握することは困難であることなどから、金額という共通単位によって評価するためである。

生産者実際価格とは、生産者価格（商業マージン、国内貨物運賃を含まない価格）と実際価格を結合させた評価方法である。

7 輸出入品の価格評価

貿易統計における価格評価は、輸出品については本船渡し（F O B (free on board) 価格）、輸入品については国際貨物運賃及び保険料が含まれた C I F (cost insurance and freight) 価格で評価されている。

このため、輸出品は F O B 価格から港までの流通マージンを除いた価格評価とし、輸入品は C I F 価格に関税と輸入品商品税を加えた価格評価とした。

8 特殊な取扱いをする部門

(1) 屑及び副産物

ある一つの生産活動において、目的とする生産物のほかに、別の生産物が同時に生産される場合がある。同時に生産された生産物を、主産物として生産する部門がほかにある場合は、これを「副産物」と呼び、ない場合は「屑」と呼ぶ。

産業連関表ではアクティビティ・ベースの分類により作成されることから、一つの部門で一つの生産物しか生産しない原則になっている。このため、「屑」及び「副産物」については特殊な取扱いが必要となる。「屑」及び「副産物」の取扱いは、ストーン方式（マイナス投入方式）である。

ストーン方式とは、副産物の発生部門（列）と副産物の生産を専業としている部門（行）との交点に、副産物発生額をマイナスで計上し、当該行部門の産出として同発生額を副産物の実際の消費部門との交点にプラスで計上する方法である。

例えば「石油化学基礎製品」の生産は生産過程で「液化石油ガス」（LPG）が発生する。副産物として発生したLPGは、マイナス投入したもものとして計上する。同時に、LPGを消費した部門にプラスで計上する。

このような計上方法により、産業連関表上では、LPGの産出としてマイナスとプラスが相殺され、副産物に係る生産額はゼロとなる。ストーン方式の利点としては、LPGの需要に係る波及計算の際、副産物分を除いて算出できること、また、LPGへの需要が「石油化学基礎製品」部門の生産に直接の影響を及ぼさないということにある。

図 5-1 ストーン方式の表章例

	… 石油化学 基礎製品	液化石油 ガス	… 家計 …	県内 生産額
石油化学 基礎製品				100
液化石油ガス	△10		10	(0)
⋮				
県内 生産額	100	(0)		

「石油化学基礎製品」部門が100単位を生産し、その生産過程で「副産物」の「LPG」が10単位生産されるとする。「副産物」の消費部門は家計とする。

また、「屑」のうち「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、これらを主産物とするような部門がないため、上記のような処理ができない。そのため、行部門についてのみ仮設部門としてこれらの部門を設けて処理する。

なお、その他の「屑」については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理している。

(2) 商業部門及び運輸部門

取引基本表には、生産者価格評価表と購入者価格評価表があるが、千葉県産業連関表は生産者価格評価表である。生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と[行]商業部門及び[行]運輸部門との交点に一括して計上する。

部門間の取引は、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われるが、商業マージンや国内貨物運賃は、その時々取引形態によって異なることから安定的ではない。産業連関分析では安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価表の利便性が高い。

図 5-2 商業マージンと国内貨物運賃

農業部門は、農産物を生産するため、商品Xを原材料として100単位購入した。これに対し、10単位の商業マージンと5単位の国内貨物運賃が発生している。

生産者価格評価表

	農業	工業
商品X	$\begin{matrix} 100 \\ \left. \begin{matrix} 10 \\ 5 \end{matrix} \right\} \end{matrix}$	
商業	10	
運輸	5	
粗付加価値		
生産額		

(注) 商品Xの実際の購入価格は、出荷価格(100)＋商業マージン(10)＋国内貨物運賃(5)の合計115である。

(3) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業とは、例えば中古品との取引に伴うものである。中古品は、平成27年に製品が新たに生産されたものではないが、同年に経済取引が生じている。また廃棄物の運送も、商品がいったん消費された後の経済取引である。このような経費については、コスト商業、コスト運賃として、それぞれの行部門の「商業」、「運輸」に計上する。次のようなものが該当する。

ア コスト商業

- (ア) 外国商社の代理店からのサービス提供への対価（手数料）。
- (イ) 中古品の取引額に係る取引マージン。例えば家計における中古車の購入等。

イ コスト運賃

- (ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴うコスト。例えば、大規模工場内における原材料等の移動（輸送）費用。
- (イ) 引越荷物、郵便物、廃棄物等のような商品とは考えられないものに係る輸送費用。

(4) 帰属計算をする部門

帰属計算とは、実際には市場取引が行われていないにもかかわらず、実質的に効用が発生している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、この効用を市場価格で評価して生産額に計上する計算をいう。

帰属計算の対象は次のアからウのとおりである。（詳細は国の「平成27年産業連関表総合解説編」第4章第2節10(4)を参照。）

ア 金融仲介サービス

イ 生命保険及び損害保険の保険サービス

ウ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

ア 金融仲介サービス

金融部門の活動のうち、「預貯金の管理、受付及び融資業務」に伴い、金融仲介機関は、いわゆる「利ざや」を得る。この「利ざや」は、金融部門によって生み出されるサービスの対価であると考えられる。

平成17年表までは、この「利ざや」を帰属利子として金融部門の県内生産額としていた。

平成23年表では、93SNAで提唱された概念である「F I S I M」(Financial Intermediation Services Indirectly Measured:間接的に計測される金融仲介サービス)を新たに採用した。県内生産額を次のように推計する。

金融機関は、借り手(金融仲介機関から資金を借りる相手側:企業など)と貸し手(金融機関へ預貯金をする相手側:家計など)に対して、異なる利率を課したり、支払ったりしている。

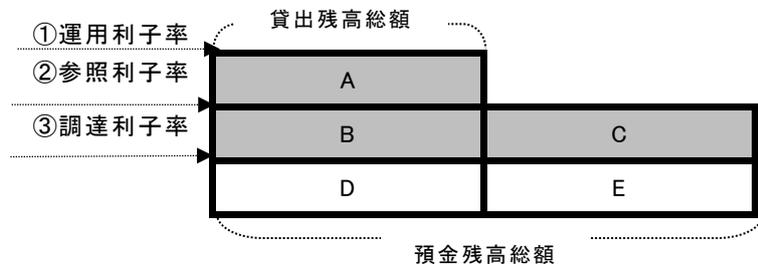
このようなサービスを「金融仲介サービス」と呼び、金融仲介サービスが生産するサービスを「借り手側F I S I M」、「貸し手側F I S I M」という。

「借り手側F I S I M」とは、企業などが金融仲介機関から資金を調達する際に、参照利率(※図5-3の説明を参照)よりも高い利率で借りるので、利率の差の分、金融仲介機関は高い受取利息額を得る。この差額(図5-3の「A」)を、「借り手側F I S I M」という。

「貸し手側F I S I M」とは、家計などが参照利率よりも低い利率で金融仲介機関へ預貯金をすることにより、金融仲介機関としては、利率の差の分、支払利息が少額になる。この差額(図5-3の「B+C」)を、「貸し手側F I S I M」という。

次の利率の差による差額分を、金融仲介サービスが生み出したサービスであると捉え、県内生産額とする。つまり、「参照利率」という、新しい概念を導入することにより、金融仲介サービスを間接的に計測し、県内生産額とした。

図 5-3 FISIM概念図



(注)「貸出残高総額」は、金融機関の金融仲介サービスに係る貸出残高総額を指している。

また「預金残高総額」は、金融機関の金融仲介サービスに係る預金残高総額を指している。

$A+B+C$: FISIMの総額 = 借り手側FISIM + 貸し手側FISIM

A : 借り手側FISIM = 貸出残高総額 \times (運用利率 - 参照利率)

$B+C$: 貸し手側FISIM = 預金残高総額 \times (参照利率 - 調達利率)

$A+B+D$: 貸出利子総額に相当

$D+E$: 預金利子総額に相当

・運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

・参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額

・調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

従前の、帰属利子方式では、

(貸付金に対する受取利子: $A+B+D$) - (預貯金に対する支払利子: $D+E$)

$\Rightarrow (A+B-E)$

を、県内生産額としていた。

FISIMでは、

(借り手側FISIM: A) + (貸し手側FISIM: $B+C$)

$\Rightarrow (A+B+C)$

を、県内生産額とする。

イ 生命保険及び損害保険の保険サービス

生命保険及び損害保険の部門は、
 (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)
 で帰属計算されるサービスを生産として扱っている。

ウ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料(帰属家賃)

実際には家賃を支払っていない持家等について、居住者は住宅サービスを楽しんでおり、賃貸住宅と同様の効用が発生している。このように考え、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして、帰属家賃を計上している。

(5) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」とがあるが、平成2年表から「所有者主義」で扱うこととしている。

「使用者主義」は、設備の所有や経費の直接負担者の如何を問わず、その設備費用に伴う経費や利潤相当分等すべてを、設備を「使用」した部門に直接計上する方法をいう。これに対し「所有者主義」は、実態に即し設備を「所有」する部門に経費等を計上する方法をいう。

図5-4 「使用者主義」の表章例

(物品賃貸業からリース料100単位で機械を借り受けているA部門が、あたかも機械を所有しているかのように記述)

	A 部門	
機械修理	(15)	
営業余剰	(65)	
資本減耗引当	(20)	
県内 生産額	(100)	

※A部門の本来的な活動コストのほか、リース会社のコストが上乗せされている。

図 5-5 「所有者主義」の表章例

(機械の所有者を物品賃貸業として記述)

	A 部門	物品賃貸業	
機械修理		15	
物品賃貸業	100		
雇用者所得		50	
営業余剰		15	
資本減耗引当		20	
県内 生産額		100	

※通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

(6) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、作表上の便宜等や利用目的を考慮して便宜上、部門を設けてあるもので、「仮設部門」と呼ぶ。部門分類・コード表においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している。

具体的には、

- ア 「事務用品」
- イ 「自家輸送（旅客自動車）」、「自家輸送（貨物自動車）」
- ウ 「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」

が、仮設部門である。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、付加価値を発生させる部門ではないことから、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上は一般的に「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

なお、事務用品を仮設部門として特掲することにより、県内生産額は事務用品の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから粗付加価値額には変化はない。

図 5-6 「事務用品」の表章例

	A 部門	事務用品	最終 需要	県内 生産額
原料 1	30			
原料 2	20			
鉛筆		5		(5)
ノート		5		(5)
事務用品	10			(10)
付加価値	40	0		
県内生産額	100	10		

例えば、A部門の産業が、「100」単位、生産をするなかで、事務用品を「10」単位使用した場合、一括して、仮設部門の「事務用品」に「10」計上する。「鉛筆」や「ノート」は、A部門の生産活動のなかで個々の費用としては計上されず、仮設部門の「事務用品」の中間投入となっている（図 5-6 を参照）。

イ 自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、梱包活動、社員教育、研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離して投入構造を推計することは難しい。このような事情もあり、現在では、自家輸送のみを仮設部門として設けている。

表章形式は、自家活動を行うために必要な商品を〔列〕自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている列部門）は〔行〕自家活動部門から一括して購入するという形で表章している。

図5-7 「自家輸送」部門を設けた表章例

	A部門	自家輸送	最終 需要	県内 生産額
原料1	25			
原料2	20			
石油	5	10		(15)
自家輸送	10			(10)
付加価値	40	0		
県内生産額	100	(10)		

例えばA部門が「100」単位の生産をするなかで、「石油」を「15」単位使用とする。

仮設部門を設けない場合は「石油」部門に「15」計上するので、生産物の原材料となる石油と、輸送費としての石油を合算して計上する。

自家輸送を仮設部門として設けた場合は、生産に必要な5単位を「石油」部門に「5」、輸送用の10単位を「自家輸送」部門に「10」と表章する（図5-7参照）。

ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

「8(1) 屑及び副産物」の項を参照。

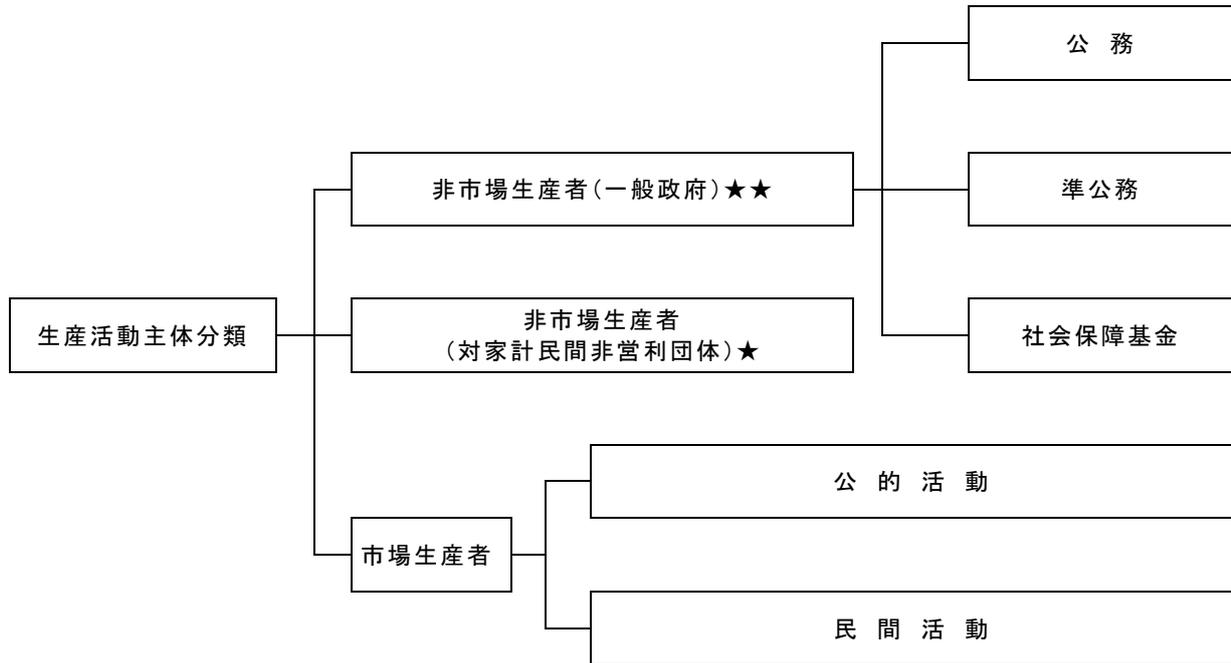
(7) 非市場生産者の活動

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①非市場生産者（一般政府）、②非市場生産者（対家計民間非営利団体）、③市場生産者に大別される。

①と②は、経費の積み上げを持って生産額を計測し、営業余剰は計上していない。産出先はほとんどが「中央政府(個別的・集会的)消費支出」または「地方政府(個別的・集会的)消費支出」である。

③は、民間活動と同一に扱っている。ただし公的活動の行った固定資本形成は「県内総固定資本形成(公的)」へ計上している。

図 5-8 生産活動主体分類の体系



ア 非市場生産者（一般政府）

「公務」：「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

「準公務」：原則として、「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

（保健、教育、文化など）

「社会保障基金」：平成 23 年表において、新たに設けた区分である。社会保障基金以外の非市場生産者（一般政府）には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

イ 非市場生産者（対家計民間非営利団体）

「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」とは、国際基準により、次の 4 要件を満たすものをいう。

- a. 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
- b. 活動内容に市場性がないこと
- c. 政府による所有・支配がないこと
- d. サービスの提供先が専ら家計であること

私立学校などが該当する「学校教育（私立）」や学術団体が該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門は、生産活動主体分類上、非市場生産者（対家計民間非営利団体）として扱われる部門であり、それらの部門についても次のとおり、特殊な扱いを行っている。

- ・県内生産額は、生産コストの総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ・産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計の列部門）に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

図 5-9 非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動の表章形式

例：私立大学が 100 の経費を支出している。それに対応する収入のうち、授業料収入が 60 となっている場合。

	私立大学	家計消費 支出	対家計民間 非営利団体 消費支出	県内 生産額
物品 1	10			
物品 2	10			
私立大学		60	40	100
雇用者 所得	80			
営業余剰	0			
県内生産額	100			

(8) 分類不明

分類不明は他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。
なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の残差の集積部分としての役割もある。

(9) 消費税の取扱い

消費税納税額については、内生部門・外生部門とも、消費税込の価格で表示している（グロス表示）。

9 外生部門

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきもので、企業その他の機関の支払う交際費や接待費など（宿泊・日当、交際費及び福利厚生費）である。

最終需要部門に「家計外消費支出（列）」、粗付加価値部門に「家計外消費支出（行）」として計上している。

なお、県民経済計算では、企業の営業経費として内生部門（中間消費、中間投入）に含めているが、産業連関表では、生産活動に伴う原材料とは区別するなどの理由で外生部門に位置付けている。

(2) 民間消費支出

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出の合計。県民経済計算の「民間最終消費支出」に対応している。

ア 家計消費支出

家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外（海外を含む）から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の県外消費を加算したものである。

消費支出とは、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

平成23年表において、「金融」部門でF I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入されたことにより、家計が購入したF I S I Mを計上する。

イ 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者（対家計民間非営利団体）★により供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに等しい。

(3) 一般政府消費支出

中央（地方）政府が経済的に意味のない価格で提供するサービスに関する支出のうち、中央（地方）政府自身が負担した費用である。

すなわち、中央（地方）政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★により供給される

集散的・個別的サービスの生産額から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたもの、つまり、中央（地方）政府のサービスの自己消費に等しい。また、家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等も、一般政府消費支出に計上される。

なお、従来から計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当に加え、道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業における社会資本に係る資本減耗引当を対象としている。

(4) 県内総固定資本形成

県内において、政府、企業、家計、非営利団体の行った建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入及び固定資産の振替）からなる。

固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含めない。

(5) 在庫純増

在庫に係る1年間の変動分を「在庫純増」に関する部門で計上している。つまり、対象年次の年末（例えば平成27年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成26年末）の在庫を差し引いた変動分である。

(6) 移輸出

県外（海外を含む）に対する財・サービスの販売である。

本県内における県外居住者の消費についても本項目に含まれる。

移輸出とされるのは県内製品の移出及び輸出のみであり、県外製品が本県を通過して再び県外へ出ていく、いわゆる再移輸出は含まない。

(7) （控除）移輸入

県外（海外を含む）からの財・サービスの購入である。

県内居住者の県外における消費も本項目に含まれる。

また、財の単なる通過については考慮しない。つまり、いったん県（国）外から財を購入してから、県（国）外へ再移輸出するような移輸入は含まない。

総供給と総需要とのバランスを保つための控除項目としての役割も持たせている。

(8) 雇用者所得

雇用者所得とは、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払ベースであり、雇用者の受取ベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するため、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。対象となるのは、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）である。個人業主及び家族従業者の所得は営業余剰に含める。

県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

(9) 営業余剰

営業余剰の内容は、企業会計上の営業利益に補助金を加算したものにほぼ該当する。個人業主や無給の家族従業者等の所得は、雇用者所得ではなく営業余剰に含める。

「営業余剰」は市場生産者のみに計上する。「非市場生産者（一般政府）★★」及び「非市場生産者（対家計民間非営利団体）★」の県内生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しない。

(10) 資本減耗引当

資本減耗引当は、「減価償却費」と「資本偶発損」を範囲とする。

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用である。

「減価償却費」は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、「資本偶発損」は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

平成12年表からは、従来から計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分に加え、道路、ダム等の社会資本等に係る固定資本減耗分も新たに対象としている。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(11) 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、印紙収入等が、間接税に相当する。

間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税

及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。

ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上している。

(12) (控除)経常補助金

経常補助金は、①非市場生産者（一般政府）★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金を範囲とする。控除項目である。

